

お問い合わせ、お見積り、加入のお手続きは…

損害保険ジャパン代理店 (株)一ツ橋サービス 車両保険課

0120-301-206

受付時間／9:30～17:00 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業

お手続きの詳細につきましては、P.11「各種お手続きについて」をご参照ください。

※車両共済(保険)にご加入いただくには、「①教職員共済の組合員であること」、「②自動車共済にご加入されていること」が必要となります。教職員共済の組合員でない方、あるいは自動車共済にご加入されていない方は、まずはお所属の事業所へご連絡ください。

※始業の直後、終業の直前、休祝日の前後(月曜・金曜)や月末は、混雑により電話が繋がりにくいことがあります。お手続きには余裕をみていただき、また、混雑時間を避けてご連絡いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事故にあわれた場合、ロードアシスタンスをご用命の場合は…

教職員共済「自動車共済・車両共済 事故受付ダイヤル」

至 急 事 故 連 絡
0120-492-509IP電話等、フリーダイヤルにつながらない場合は、**087-883-8435**(有料)にご連絡ください。

受付時間／24時間・365日

★このパンフレット兼重要事項等説明書は「車両共済(保険)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「Web約款」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

★ご案内する保険商品について
取扱代理店(一ツ橋サービス)は、車両共済(保険)について、教職員共済の自動車共済との事務・事故対応を円滑に行うため、損保ジャパンの商品に限定しご案内しております。

取扱代理店
株式会社 一ツ橋サービス
(教職員共済グループ)

〒162-0801 東京都新宿区山吹町333 江戸川橋アクセス6階
TEL 03-5228-0666
(受付時間:平日の9時30分から17時まで)
<https://hitotsubashi-ag.jp/>

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

公務文教営業部 文教室
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5536
(受付時間:平日の9時から17時まで)

(SJ25-08496 2025.10.15)

車両共済のご案内

パンフレット兼重要事項等説明書

車両保険

私たちが『車両保険』をおすすめする2つの理由

- 理由1** 相手がいる事故の場合、相手との示談を待たずに修理費用を受け取ることができます。
- 理由2** 台風・洪水・盗難・いたずら・物の飛来・落下(飛石等)などによるおクルマの被害に備えることができます。

新たに **代車費用特約(事故時30日型)** のセットをご希望の場合はお電話が必要です。
地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

当商品は損保ジャパンの一般自動車保険(SGP)の一部を、車両共済(保険)として販売するものです。

集金事務等取扱者 教職員共済生活協同組合

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

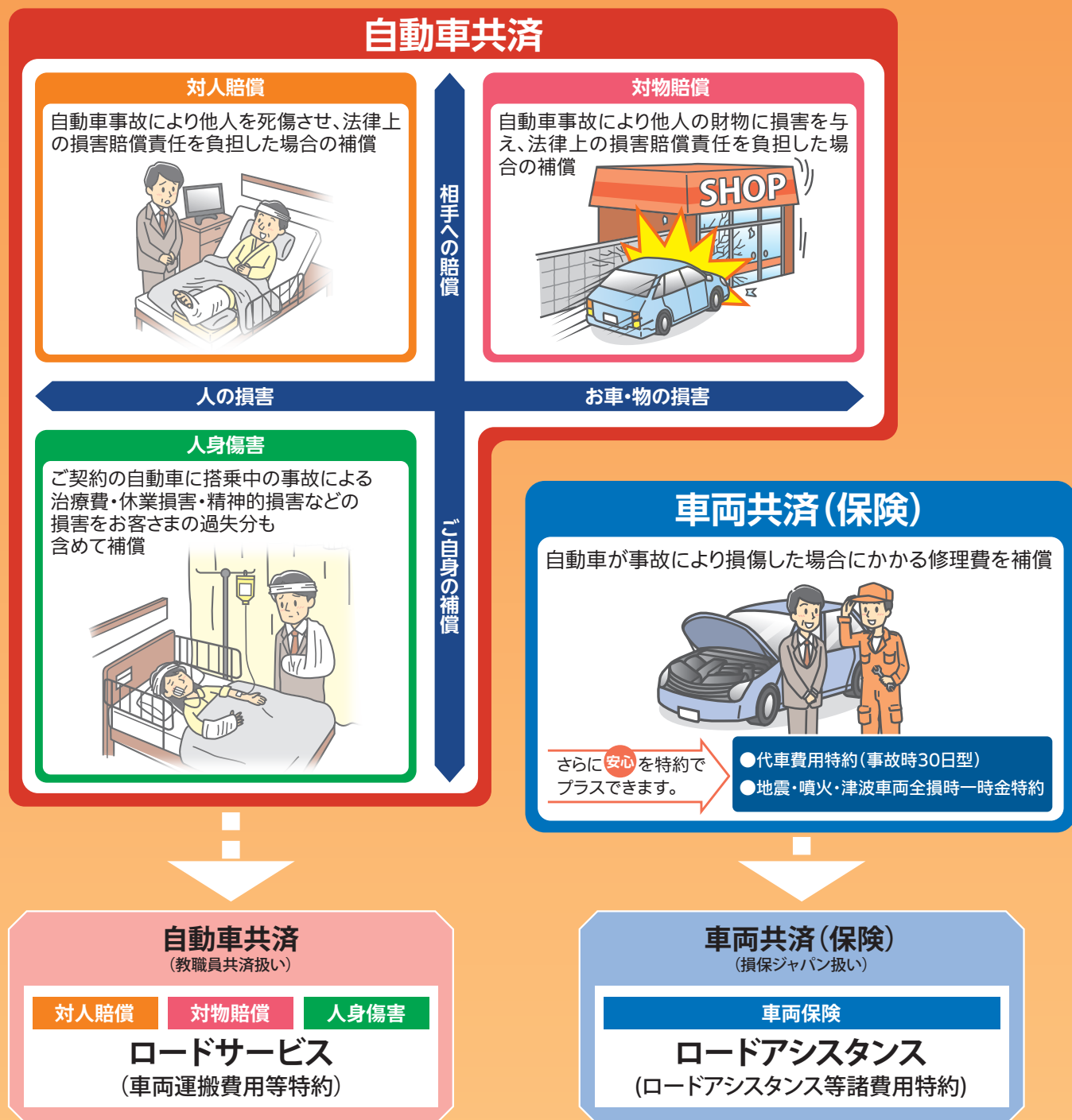
取扱代理店 株式会社一ツ橋サービス

1 はじめに <自動車共済と車両共済(保険)の役割分担>

★当商品は損害保険ジャパンの一般自動車保険(SGP)の一部を、一ツ橋サービスが車両共済(保険)として販売する教職員共済のオリジナル商品です。そのため、以下の点にご注意ください。

- ①オリジナル商品であるため、SGPにて取り扱われる特約・契約条件のうち、一部、取り扱いしていないものがあります。詳しくは13ページの⑥をご確認ください。
- ②特殊用途自動車(福祉車両を除く)、改造車(福祉車両を除く)、型式不明車、並行輸入車、自動二輪車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、キャンピングカーはご契約いただけません。詳しくは13ページの④をご確認ください。
- ③契約管理の都合上、お申込いただく書類やご案内等において、実際には業務専用車でないにも関わらず業務専用車欄に「業務専用車に該当する」旨が記載されますが、そのことによる補償上の不都合や、保険料の高額化等の不利益はありません。

自動車共済に上乗せ補償であなただけのお車をしっかりサポート



※自動車共済で導入されている公務使用中・通勤中の事故があった場合の等級据置制度は、車両共済(保険)には適用されません(13ページ⑨)。

※車両共済(保険)にご加入中は自動車共済の「車両運搬費用等特約」は解除となり、損保ジャパンの「ロードアシスタンス」サービスをご提供します。

2 車両共済(保険)ご加入のメリット

教職員共済の車両共済(保険)ならではの、
こんなにお得な **3**つのポイント!!

1 どんなお車のご契約でも、一般契約の保険料に比べ、約5%の割引が適用されています。

- たかが5%、されど5%。年間保険料がお得になります。
- 30,000円なら1,500円、50,000円なら2,500円もお得♪

※代車費用特約(事故時30日型)、地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(4ページ)も割引の対象となります。

2 事故が起きた場合に、等級が別々に動きます。

- 教職員共済の車両共済(保険)は、自動車共済(対人賠償・対物賠償)とは別に、ご契約を結んでいただきます(初めてご契約の際には、自動車共済の等級を引き継ぎます。)
- 加入手続きや保険料振替が別々で、一見ちょっと面倒ですが…

➡ 保険を使用する場合に大変お得!!

- 自動車共済(対人賠償・対物賠償)のみを使用し、車両共済(保険)を使用しなかった場合…

➡ 翌年、自動車共済の等級はダウンしますが、車両共済(保険)の等級はダウンしません。

- 車両共済(保険)のみを使用し、自動車共済を使用しなかった場合…

➡ 翌年、車両共済(保険)の等級はダウンしますが、自動車共済の等級はダウンしません。

※一般の保険会社の自動車保険は、対人賠償・対物賠償と車両保険とがセットになっています。そのため、事故で車両保険のみの使用であっても、翌年、「(対人賠償・対物賠償も含めた)全体の保険料」がアップしてしまいます。

3 万一事故・故障で自力走行できなくなった場合、高品質の「損保ジャパンのロードアシスタンス」サービスが受けられます。

詳しくは5～7ページをご確認ください。

車両共済のご案内 目次

1 はじめに <自動車共済と車両共済(保険)の役割分担>	1	5 ご契約条件について	7
2 車両共済(保険)ご加入のメリット	2	6 各種手続きについて	11
3 車両共済(保険)の補償について	3	7 その他注意事項	13
4 車両共済(保険)のサービスについて	5	8 重要事項等説明書	15

3 車両共済(保険)の補償について

基本補償 突然の事故・大切なお車に万全な補償を！

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

■ 補償範囲

事例例 ご契約 タイプ	ご契約の 自動車以外の 自動車との 衝突	あて逃げ	動物との 衝突	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・ 洪水・高潮	落書・ いたずら	飛来中・ 落下中の 他物との衝突	電柱・ ガードレール等 に衝突	自転車との 衝突・接触	墜落・転覆	地震・ 噴火・ 津波
オールスタブ (一般条件)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	オプション※3
エコノミータイプ※1 (車対車・限定危険)	○	○	○※2	○	○	○	○	○	×	×	×	オプション※3

※1 「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。
※2 人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。
※3 「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。
(詳しくはP4)

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、 または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円の いずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または盗難引取費用など)を支出
した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、セットされた特
約の保険金が支払われる場合を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。)
- タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 など
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において
使用することによって生じた損害

など

ご契約方法

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の車両保険金額および自己負担額をお決めいただきます。

1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車
両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。

2 自己負担額

車両共済(保険)の自己負担額のパターンを右表の中からお選
びいただきます。
※右表パターン以外のご選択いただけません。

(車両保険事故1回目)	(車両保険事故2回目以降)
① 0万円	— 10万円
② 5万円	— 10万円

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 — オプション —

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害
が生じた場合やご契約の自動車が発火または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を
超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額
が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

お客さまに過失がない場合は、保険を使っても等級がダウンしないので安心!

無過失事故の特則 — 自動セット —

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事
故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- ①相手自動車※1の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自
動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がな
かったと損保ジャパンが判断した場合
- ②相手自動車※1との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者
に過失がなかったことが確定した場合
- ④自動運転中に偶然な事故※2が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車にかぎります。
※2 道路運送車両法第4条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用
をしている間を除きます。

ご注意 1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎります。
・「相手自動車※1」および「その運転者または所有者」が確認された事故
・車両保険金のみをお支払いする事故
2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、飛来中・落下中の他物との衝突などの事故により、ご契約の
自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

他車運転特約 — 自動セット —

借用中の自動車(自家用8車種にかぎります。以下同様とします。)を運転中*の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなし
て、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

ご注意 1. 自家用8車種のご契約に必ずセットされます。
2. 「借用中の自動車」には、記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有
または主に使用する自動車は含まれません。
3. 車両損害が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
4. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
5. ロードアシスタンス等諸費用特約など、一部の特約は補償の対象外となります。

安心更新サポート特約 — 自動セット —

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動
更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者のご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のい
ずれかからご契約を更新しない旨のお申出がない限り、前年と同等条件*で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日
(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させて
いただく場合があります。

ご注意 1. 記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種のご契約に必ずセットされます。
2. 一部対象外となるご契約があります。
また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で「安心更新サポート特約」の適用対象外となる場合があります。

運転者範囲変更漏れサポート特約 — 自動セット —

運転者の範囲に該当しない方が運転中に生じた事故であっても、ご契約内容の変更手続きを完了した場合など、所定の条件を満たすときにか
ぎり、その事故について、運転者範囲に該当していたものとして、保険金をお支払いする特約です。
詳細は取扱代理店(一ツ橋サービス)までお問い合わせください。

1 はじめに

2 車両共済ご加入のメリット

3 車両共済の補償について

4 車両共済のサービスについて

5 ご契約条件について

6 お手続きについて

7 その他注意事項

8 重要事項等説明書

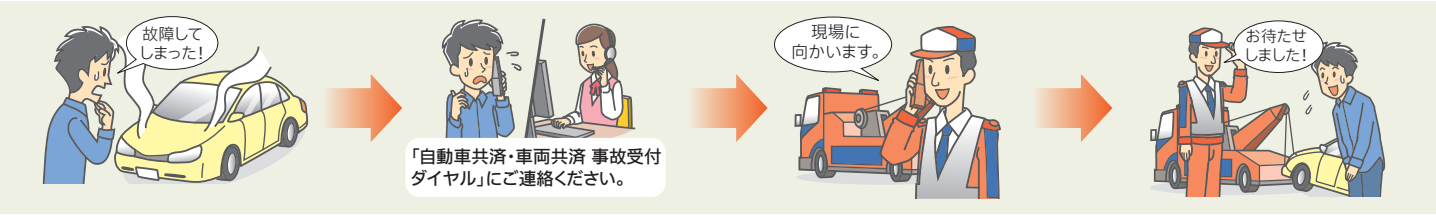
4

4 車両共済(保険)のサービスについて

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス

ご契約の自動車が、事故、故障またはトラブルにより走行不能※となった場合、「自動車共済・車両共済 事故受付ダイヤル」に電話ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。



※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者をご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。雪路、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。

ロードアシスタンスのご連絡先

至 急 事 故 連 絡

0120-492-509

●自動車共済・車両共済 事故受付ダイヤルと同じ番号です。 ●24時間365日ご利用いただけます。 ●携帯電話からもご利用いただけます。 ●おかけ間違いにご注意ください。

⚠ 下記のサービスをご利用いただくためには、**上記、教職員共済・車両共済事故受付ダイヤルへの事前連絡**が必要です。

専用デスクへ連絡する前に、お客さまご自身で業者を手配された場合は「事前連絡なし」となり、下記のサービスについては後から保険金請求することはできません。

限度額無制限のレッカーけん引サービス 燃料切れ時の給油サービス JAF会員向け優遇サービス

鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス※ 電気自動車における電欠時の急速充電サービス

※自宅における鍵の紛失は対象外です。

レッカーけん引

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。

電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。

なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。

※1 お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合にかぎります。

※2 応急処置費用と合算の限度額となります。

応急処置(30分程度)

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

<主な事例> バッテリー上がり時のジャンピング、キーとじ込み時の鍵開け、パンク時のスペアタイヤ交換、落輪した場合の引上げ、電気自動車における電欠時の急速充電 等

※1 レッカーけん引費用と合算の限度額となります。

ご注意 1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。 2. 部品代や消耗品代は有料となります。

宿泊・移動・引取費用

ご契約の自動車が走行不能となりレッカーけん引された場合や、法令上の走行不能時に自力で修理工場に入庫した場合に、宿泊・移動・引取費用を補償し、宿泊施設の紹介等のサポートもいたします。

- 宿泊費用** ▶ ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。
- 移動費用** ▶ ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。
- 引取費用** ▶ 修理工場等でご契約の自動車の復旧が完了した後、合理的な経路および方法でご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
運搬費用	無制限※1	15万円限度※2

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
応急処置費用	15万円限度※1	

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
宿泊費用	2万円限度／1被保険者あたり	
移動費用	2万円限度／1被保険者あたり	
引取費用	15万円限度	

燃料切れ時の給油サービス

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

※「ロードアシスタンス事業用特約」をセットした場合は最大20ℓまで無料です。

ご注意 1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。 2. 1保険年度につき1回にかぎり対象となります。

1回につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
サービス	10ℓまで無料※	提供不可

JAF会員向け優遇サービス

	燃料切れ時の給油サービス	部品代・消耗品代	雪道・ぬかるみ等からの引き上げ	タイヤチェーン着脱	パンク応急修理
JAF非会員のお客さま	1保険年度に1回まで無料	自己負担	対象外	対象外	対象外
JAF会員のお客さま	1保険年度に2回まで無料	4,000円まで無料 1保険年度1回まで	対象	対象	対象

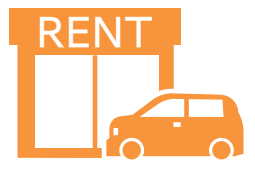
JAF会員の方には優遇サービスがあります。
JAF会員の場合、お客さま同意のもと、原則JAFへ取次を行います。

ロードアシスタンスの提供要件や内容は、「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスタンス等諸費用特約」および「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車費用特約(事故時30日型) — オプション —

ご契約の自動車が、「ロードアシスタンス等諸費用特約」のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となり、レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2に、被保険者が負担された代車費用※3を、1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数※4を乗じた額を限度にお支払いする特約です。なお、事故の場合は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。



費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2		左記以外	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×

※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者をご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

※2 走行不能となった地において応急処置により走行不能が解消された後に修理工場などに入庫した場合を含みます。

※3 修理などでご契約の自動車を使えない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。

※4 「代車費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とします。

修理費以外にもこんな支出が発生します!

深夜に事故にあい 交通手段もないため 近くのホテルに宿泊した 1泊の宿泊費用 2万円	事故翌日、 タクシーで帰宅した 移動費用 2万円	損傷が激しかったため 修理期間は30日間。 その間の代車を借りた 代車費用 7千円×30日間=21万円	自宅から距離のある 修理工場に入庫していたため、 タクシーで車を取りに行った 引取費用 1万円
---	--	--	--

トラブル発生時 修理中 修理後

宿泊費用 移動費用 代車費用 引取費用

ロードアシスタンス※ 代車費用特約 ロードアシスタンス※

※ロードアシスタンスについて詳しくはP5～6をご確認ください。

- 1 はじめに
- 2 車両共済ご加入のメリット
- 3 車両共済の補償について
- 4 車両共済のサービスについて
- 5 ご契約条件について
- 6 お手続きについて
- 7 その他注意事項
- 8 重要事項等説明書

万が一の事故の際は…

修理工場のご案内

万が一の事故の際は損保ジャパンの「事故対応サービス※」をぜひご利用ください。



事故時のご連絡先

◆「自動車共済・車両共済 事故受付ダイヤル」
(24時間365日事故受付)

至 急 事 故 連 絡
0120-492-509

「工場の紹介を希望」とお申し出ください。

実際のご利用者の声

- 迅速で的確な対応は、事故を起こし気が動転している私にとってとても安心させられ満足しています。修理工場の対応も良く仕上がりが満足です。
- 車の修理手配を迅速にしてくださり、早期に修理してくださったので大変助かりました。
- 修理工場、代車の手配など早く対応していただきました。信頼、安心できる工場に入庫でき、良かったです。
- 紹介頂いた工場の対応もよく、仕事がとてもスピーディーでした。

※サービス、設備、技術等が一定の条件を満たしている工場をご紹介しております。代車は有料の場合もあります。

5 ご契約条件について

ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

運転する方の年齢に合わせて保険料が決まります。

運転者の年齢条件

運転者年齢条件特約により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

■運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

運転者年齢条件の種類

自動車の用途車種	運転者年齢条件		
自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
上記以外	年齢条件なし		

自動車を運転される方は？

1. 運転者の範囲をご確認ください。

運転者の範囲	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご親族	④ ①～③以外の方
運転者年齢条件特約	運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません※。

※①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

2. 運転者の年齢条件をお選びください。

年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。

◆運転者の年齢条件

全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
-------	---------	---------

◆記名被保険者年齢区分

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件でご契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。ご契約期間が1年以下のご契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	「26歳以上補償」							
記名被保険者年齢別料率区分	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上

← 同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。 →

◆注意

記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

車齢別割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、車齢※が121か月以内の場合は、車齢別割引区分に応じた割引を適用し、「車齢別割引」として保険料を割り引きます。

※「車齢」とは自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとの初日)の属する月までの経過月数をいいます。

◆注意

1. ご契約の等級が6(S)等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合と、それ以外の等級または事故有係数適用期間の場合とでは異なる割引率を適用します。

2. 用途車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車と、自家用軽四輪乗用車とでは異なる割引率を適用します。

車齢別割引区分	13か月以内	14か月～25か月	26か月～37か月	38か月～49か月	50か月～61か月
	62か月～73か月	74か月～85か月	86か月～97か月	98か月～109か月	110か月～121か月

ASV割引 9%割引

ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割り引きます。なお、ご契約期間の初日にご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときに限り、この割引を適用します。割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

◆注意

型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

エコカー割引 1.5%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車、ハイブリッド自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。割引の適用条件の詳細につきましては、取扱代理店(一ツ橋サービス)までお問い合わせください。

福祉車両割引 3%割引

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの「福祉車両」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。割引の適用条件の詳細につきましては、取扱代理店(一ツ橋サービス)までお問い合わせください。

◆注意

エコカー割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。いずれの適用条件も満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

ノンフリート等級別料率制度

1. 等級別料率制度について

1～20等級の区分、事故有係数適用期間により、保険料が割引・割増される制度を採用しています。

(注1) 継続前のご契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、保険会社などの間で確認させていただきます。なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含みます。

(注2) 等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

●事故有係数適用期間とは

※申込書、保険証券(保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。2012年10月1日以降始期のご契約で、そのご契約内に事故があった場合に「事故有の割増引率」を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します(下限0年/上限6年)。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数」の等級を、1～6年の場合は「事故有係数」の等級を適用します。

(1)新規にご加入いただく場合

等級の決定方法

●車両共済(保険)を初めてご契約いただく場合は、現在ご加入の自動車共済の等級(無事故係数)を適用します。ただし、車両共済(保険)の補償開始日(保険始期)までに自動車共済において事故が発生していた場合は、あらかじめ事故による等級を減算した等級(かつ事故有係数)を適用します。

事故有係数適用期間の決定方法

●現在ご加入の自動車共済において事故が発生していない場合は「0年」を、事故が発生していた場合は、事故件数1件につき「3年」を加算した値を適用します。ただし、自動車共済において事故がない場合であっても、ご契約期間の初日を含めて過去13か月以内の保険責任を有していた「自動車共済のご契約の前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があった場合は、そのご契約以降の自動車共済契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、ご契約の事故有係数適用期間を決定します。

1 はじめに

2 車両共済ご加入のメリット

3 車両共済の補償について

4 車両共済のサービスについて

5 ご契約条件について

6 お手続きについて

7 その他注意事項

8 重要事項等説明書

ノンフリート等級別料率制度 (つづき)

(2)2年目以降、更新いただく場合

等級の決定方法

●更新前の車両共済(保険)契約の事故の有無により、更新後のご契約の等級は決定されます。1年間無事故の場合には、継続前のご契約の等級に対して「1」を加えます(上限20)。3等級ダウン事故があった場合には事故件数1件につき「3」を、1等級ダウン事故があった場合には事故件数1件につき「1」を引きます(下限1)。

●事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数」の等級を、「1～6年」の場合は「事故有係数」の等級を適用します。

※車両共済(保険)の更新以降は、事故の有無や保険金(共済金)の受取有無に応じて、自動車共済・車両共済(保険)それぞれ独立して等級が適用されます。

事故有係数適用期間の決定方法

●継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき、「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」加えます。

●継続前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」加えます。

<等級・割増引率表>

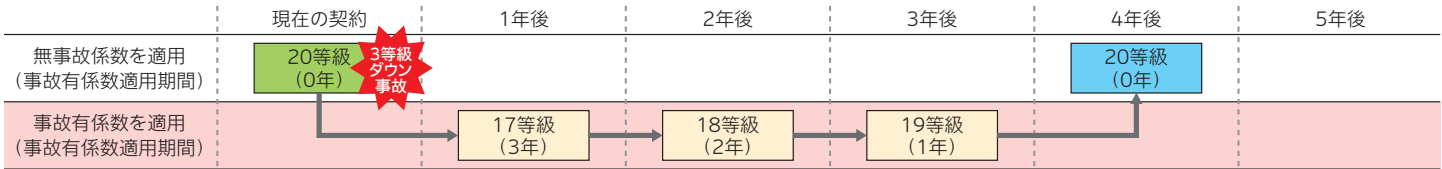
等級		割引				割引																
		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	7(S)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14		15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(注)車両共済(保険)では、6(S)等級はありません。自動車共済が6等級の場合には6(F)等級を適用します。

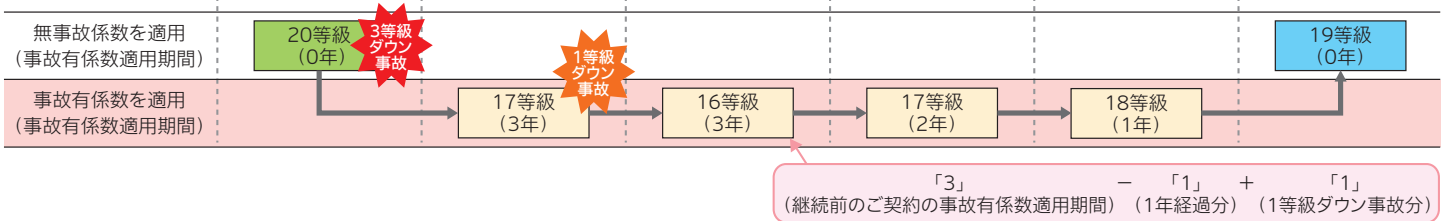
(注)一部の補償(代車費用特約(事故時30日型)、地震・噴火・津波車両全損時一時金特約等)には、上記の割増引率は適用されません。

等級と事故有係数適用期間の例

(例1)20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



(例2)20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



2. 事故件数の数え方

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(注)損保ジャパンが既にお支払いした保険金を全額回収した場合、あるいは、損保ジャパンが保険金をお支払いした後、ご契約者、被保険者または保険金請求権者が、その保険金の全額を損保ジャパンに返還した場合であっても、その事故は保険事故として取り扱います。

(1)1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは下記の①と②のすべてを満たす事故です。

①下記の事故であること。②事故発生の原因が下記のいずれかに該当する事故であること。

車両保険事故	+	a. 火災または爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
		b. 盗難
		c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
		d. 台風、竜巻、洪水または高潮
		e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
		ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
		イ. ご契約の自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害
		ウ. 被保険者の行為によって生じた損害
		エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
		f. 飛来中または落下中の他物との衝突
		g. 故障
		h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)

(2)ノーカウント事故

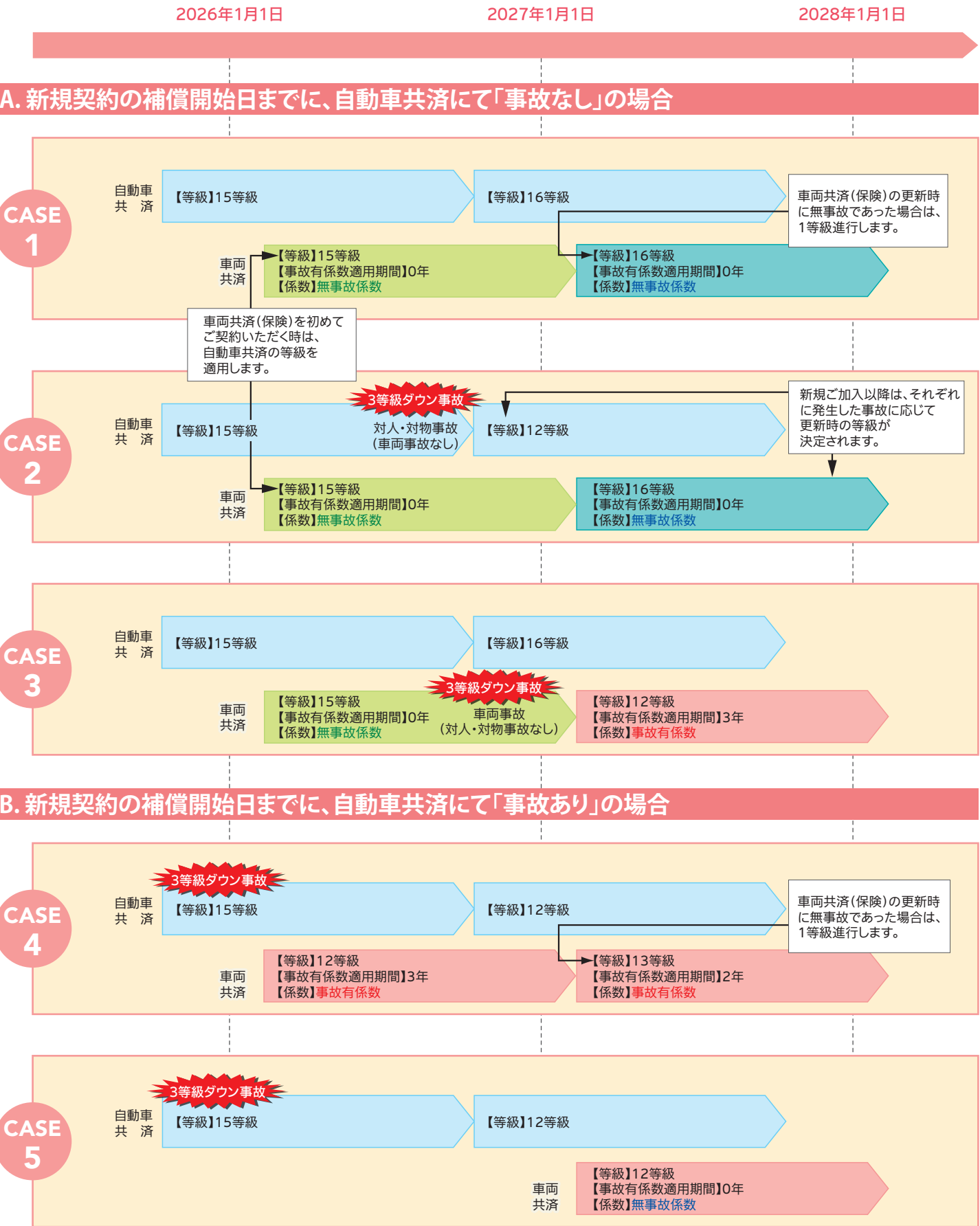
「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

- ・ロードアシスタンス等諸費用特約事故
- ・代車費用特約(事故時30日型)事故
- ・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
- ・車両保険の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故
- ・普通保険約款基本条項の無過失事故の特則の定めにより保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故

(3)3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

自動車共済との「新規加入時」ならびに「満期更新時」の等級の関係(例)



1 はじめに

2 車両共済加入のメリット

3 車両共済の補償について

4 車両共済のサービスについて

5 ご契約条件について

6 お手続きについて

7 その他注意事項

8 重要事項等説明書

6 各種お手続きについて

お見積りをご用命の場合（原則ご郵送）

●以下の書類をお手元にご用意のうえ、一ツ橋サービス(0120-301-206)まで「見積希望の旨」をご連絡ください。

- 車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）＜以下車検証等と記載＞
- 現在ご契約の保険会社の保険証券や満期案内等（他の保険会社でご契約のある場合）

※お手続きには15～20分ほどかかります。

※お見積りは無料です。

●必要事項を確認のうえ、その場でお見積金額をご案内させていただきます。

※原則、お見積書をご自宅宛にお送りさせていただきます。

●保険料の目安：保険料は、お車の型式・初度登録年月または年式等により細分化されており、一概にご案内することができません（自動車共済のような一覧表のご準備ができません。）。誠に恐れ入りますが、保険料をお知りになりたい場合には、必ず一ツ橋サービス(0120-301-206)へお見積りをご用命ください。

●他社からのご移行をご検討いただいている場合には、他社のご契約内容がわかる書類をご準備ください（保険証券、満期案内等）。

●福祉車両である場合には「福祉車両割引」の適用可否について、あらかじめご確認ください（詳細はP.8「福祉車両割引」をご確認ください。）。

新規にご加入を希望される場合

加入希望のご連絡・お手続きのご案内

- 一ツ橋サービス(0120-301-206)まで「加入希望の旨」をご連絡ください。
 - お見積書がお手元にある場合には、お見積書をご用意ください（お手続きには10～15分ほどかかります。）。
 - お見積書がお手元にない場合には、車検証等をご用意ください（お手続きには20～25分ほどかかります。）。
- ご希望の補償開始日（お電話の翌日以降）をご指定いただきます。
- その他、必要な確認やご案内等を行い、契約を締結いたします。
- 契約申込書類一式（契約申込書）を、ご自宅へお送りします。

書類のご返却

- 契約申込書に「契約者ご本人さまのご署名」をいただき、車検証等の写しを添付のうえで、必ずご返送ください。^{（注）}
 - ※ご加入前にパンフレット・重要事項説明を必ずご覧ください。（HPで閲覧可能）
 - ※お見積時に車検証等をご提出いただいている方につきましては、写しのご返送は不要となります。
 - ※書類は1週間以内にご返送ください。なお、書類のご返送前であっても、補償開始日より補償は開始されます。
 - ※「預金口座振替依頼書」が同封されていた方（教職員共済に口座登録のない方）は、必要事項のご記入・ご捺印（金融機関届出印）のうえ、併せてご返送ください。

（注）契約者ご本人から、連絡頂いた場合は、ご署名返送不要の電話募集扱いとなる場合もあります。

保険証券の発送

- 事務処理が済み次第、損保ジャパンより送付されます。
 - ※場合によりましては、契約申込書のご返送前に、保険証券が到着することもあります。

保険料のお支払い

- 教職員共済のご登録口座より自動振替させていただきます。
- 振替日：補償開始日の属する月の翌々月の23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となります。
（例：4月1日始期→6月23日振替）

契約内容・契約条件を変更される場合（※解約手続きも含みます。）

●ご契約内容やご契約条件の変更をご希望の場合には、速やかにご連絡ください。お電話にて、必要なお手続きをご案内させていただきます（詳細はP.12「ご契約後にご注意いただきたいこと」をご参照ください。）。

※主な変更事例：車両入替・運転者年齢条件・補償内容（オールリスク/エコノミー）・自己負担額・住所・記名被保険者（主たる被共済者）・解約

●車両共済（保険）の変更手続きとは別に、自動車共済のお手続きも必要となります。

※両者の契約管理項目は、自動的には連動しません（14ページ⑩）。

●契約変更書類一式（変更依頼書）を、ご自宅へお送りします。

●変更依頼書に「契約者ご本人さまのご署名」をいただき、ご返送ください。

※車両入替の場合は、車検証等の写しを添付のうえで、ご返送ください。既にFAX等でご提出いただいた方につきましては、写しの添付は不要となります。

※書類は1週間以内にご返送ください。なお、書類のご返送前であっても、変更日より新たな契約内容・契約条件となります。

ご契約を継続される場合（満期更新）

●毎年、満期月の2か月前、月の中旬に、満期通知書類一式をご送付いたします。

※1月満期（満期日が1月1日～1月31日のご契約）→11月中旬に送付

●原則として、満期更改は自動更新となります。ご変更やご解約、更新否認（満期終了）等のお申し出をいただかないかぎり、自動的に前年同等条件プランにて、1年間の契約が更新されます。

※満期更新手続きの詳細につきましては、満期通知書類をご確認ください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車について

- 車名
- 型式
- 初度登録年月（または初度検査年月）
- 登録番号
- 車台番号
- 所有者
- 用途車種
- 使用の本拠地
- 電気自動車、ハイブリッド自動車かどうか
- 福祉車両かどうか

など



記名被保険者について

- 氏名
- 生年月日
- 契約者との続柄
- 同居または別居（同一生計）

など



その他

- 前契約※および前々契約の保険会社名、証券番号、事故の有無・件数
- 過去1年間に保険会社から解除を受けたことがあるかどうか

など

※車両共済（保険）を初めてご契約いただく場合の前契約とは、自動車共済を指します。



ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、取扱代理店（一ツ橋サービス）または損保ジャパン 公務文教営業部 文教室（050-3808-5536）までご連絡ください。変更の内容によっては、保険料を追加でお支払いいただく、もしくは返還させていただくことがあります。

自動車の変更※1 ※4

新しく自動車を買って、買い替えた。

買い替え前の自動車と買い替え後の自動車の用途車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。



運転者年齢条件の変更※1 ※4

息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。

同居のお子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。



記名被保険者の変更※1 ※4

自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。

自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。

ご注意 年齢条件の設定をしているご契約の場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要があるかご確認ください。
また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。



解約※4

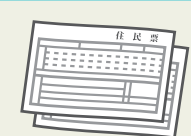
自動車を運転することがなくなり、補償がいらなくなった。
車両共済（保険）、自動車共済それぞれの解約手続きが必要です。



ご住所の変更※4

引越しをした。

ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。



車両保険金額の変更※1

新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。

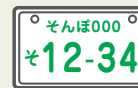
付属品の取り付け、取り外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。



用途車種、登録番号の変更※2 ※4

自動車の用途車種が変わった。

お引越しや用途の変更などで登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。



前契約・前々契約の事故件数の変更※2 ※3

契約時に告知した前契約※3の事故件数に変更があった。

前契約※3または前々契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる場合がありますので、お手続きが必要となります。



適用等級の変更

前契約※3が解除になった。

前契約※3が解除になった場合など、ご契約に適用している等級が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。



※1 ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。

※2 これらの事例のように、ご契約時にお申し出いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。
また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

※3 車両共済（保険）を初めてご契約いただく場合の前契約とは、自動車共済を指します。

※4 車両共済（保険）と自動車共済は別契約のため、それぞれにお手続きが必要です。

7 その他注意事項

①はじめに… 車両共済(保険)とは	●車両共済とは、盗難や偶然な事故などによる損害から、ご自身のお車をお守りするための共済(保険)です。 ●従来、教職員共済では、自社開発商品である自動車共済のみを、組合員の皆さまにご提供してきました。自動車共済の開発当時、車両保険はあまり一般的な商品ではありませんでした。近年、その認知度・必要性は急速に高まり、組合員の皆さまからの新たなニーズも生まれました。それら社会環境の変化、お客さまからの声にお応えすべく、損害保険ジャパン株式会社との提携商品としての車両共済が誕生しました。 ●車両共済は、自動車共済の補完商品として教職員共済が販売しておりますが、損害保険ジャパン株式会社(金融庁所管)を契約の引受母体とし、一方、自動車共済は、教職員共済(厚生労働省所管)を引受母体とします。よって、ご契約のお取り扱い窓口も双方で異なり、前者は、損害保険代理店である株式会社一ツ橋サービスが、後者は、ご所属の教職員共済・事業所が窓口となります。 ※株式会社一ツ橋サービスは、教職員共済グループ(教職員共済100%出資の子会社)の損害保険代理店です。車両共済のお取り扱いを事業の中心とし、その他、各種共済商品の損保補償部分のお取り扱いもしています。 ●車両共済・自動車共済、両者はセット商品の体裁ではあるものの、実態としては、それぞれでご契約が締結され、それぞれで保険料が集金され、それぞれに保険証券が発行され、それぞれ異なる組織にて契約管理される、独立した2つのご契約となります。よって、お手続き等につきましては、それぞれの窓口で、それぞれのご契約に対してお取り扱いいただくこととなります(※詳細は後段⑭)。				
P.1	●損害保険ジャパンと教職員共済とは、一部、用語に違いがあります。対象の語句は、次のように読み替えてください。				
②用語の読み替え (損保ジャパン⇄共済)	損害保険ジャパン	契約者	記名被保険者	保険期間	保険料
	教職員共済	組合員	主たる被共済者	共済期間	掛金
③ご契約いただける方	●教職員共済の自動車共済にご加入いただいている方。 ※車両共済単体でのご契約はできません。 ※契約者は、教職員共済の組合員ご本人様となります。 ※自動車共済の加入条件につきましては、教職員共済までお問い合わせください。				
④ご契約いただける車 ご契約いただけない車	●教職員共済の自動車共済に加入可能な車。 ※次の方が所有する、通勤・通学・買い物・レジャー等で家庭用に使用する自家用自動車である必要があります。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の生計を一にする別居の未婚の子 ※車両共済のご契約後、契約車両を上記①～④以外の方に譲渡・販売した場合には、ご契約をお続けいただくことができません。すみやかにご解約をいただき、他社へ契約移行いただく必要があります。 ※自動車共済の加入条件につきましては、教職員共済までお問い合わせください。 ●ただし、以下の車につきましては、自動車共済の加入条件を満たしていても、車両共済をご契約いただくことはできません。 特殊用途自動車(福祉車両を除く)、改造車(福祉車両を除く)、型式不明車、並行輸入車、自動二輪車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、キャンピングカー				
⑤記名被保険者の範囲	●ご契約の際には、ご契約の自動車を主に使用される方を、次の①～④の中から1名、記名被保険者としてご登録いただきます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の生計を一にする別居の未婚の子 ※①～④以外の方のご登録はできません。(例)別居の就職している子、別居の既婚の子、別居の父母 ※原則、自動車共済の「主たる被共済者」と同一の方をご登録ください。 ※ご登録の際には、生年月日のご申告も必要となります。 ※ご登録いただいた記名被保険者が、状況の変化等により上記①～④の範囲から外れた場合、あるいは、最初から範囲外の方のご登録であることが発覚した場合には、直近の満期日をもっての契約終了となります。				
P.7					
⑥お取り扱いのない 特約・契約条件	●車両共済は、教職員共済のオリジナル商品であるため、一部の特約・契約条件をお取り扱いしていません。 ●お取り扱いしていない主な特約 …………… 車両新価特約、車両全損修理時復旧費用特約、運転者限定特約、故障運搬時車両損害特約、代車費用特約(15日型)、個人賠償責任特約、弁護士費用特約、ドラレコ特約 ●お取り扱いしていない主な契約条件 …… 0～10万円・5～10万円以外の自己負担額の設定、1年超の長期契約				
P.3～6					
⑦保険金額	●保険金額とは、保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。 ●新規契約の際には、保険会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」掲載の価格範囲内において、実際のご購入金額を設定します。 ※ご購入金額が「自動車保険車両標準価格表」に掲載の価格範囲を超える場合には、売買契約書等、実際のご購入金額がわかる資料をご提出いただいたうえで、損害保険ジャパンが認めた価格を保険金額とします。 ※保険金額は、同一年度契約内に複数回の保険金のお支払いがあっても、満期日までは減額されません(自動復元)。 ※ただし、自己負担額につきましては、同一年度契約内の事故件数の影響を受けます。たとえば、自己負担額の設定が「0～10万円」であった場合、1事故目の保険金お支払いに際しては「自己負担なし(0万円)」ですが、2事故目以降のお支払いに際しましては「自己負担額10万円」が必要となります。なお、事故件数のカウントは、更新のたびに0回に戻ります。 ●契約更新の際には、保険会社の計算により保険金額が提示されます(市場価格や減価償却等を考慮した適正な金額が自動設定されます。)				
P.3					
⑧運転者年齢条件	●車両共済と自動車共済とは、区分に以下のような違いがあります。原則、自動車共済と同一の条件をご選択いただけますが、自動車共済で「30歳以上補償」・「35歳以上補償」をご契約の場合には、車両共済では「26歳以上補償」をご選択ください。 ※ただし、貨物車の場合、年齢条件の選択はできません。すべて「全年齢補償」となります(※自動車共済は任意にご選択いただけます。)				
	車両共済	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	
	自動車共済	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
P.7	●年齢条件は、次の①～③(および、①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人)に適用されます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③①または②の同居の親族 ※①～③(および、その使用人)以外の方は、運転者年齢条件を適用しません(※全年齢補償となります。) ※適用範囲は、ご契約者ではなく「記名被保険者」を中心として考える点につき、ご注意ください。				
⑨等級	●車両共済では、「事故有係数適用期間」により保険料が割増される等級別料率制度が採用されていますが、自動車共済では、「事故有係数適用期間」のない等級制度を採用しています。前者は「前契約以前の事故の有無により割引率表が複雑化されており、後者は事故の有無に関わらず単線の割引率表となっています。 ※現在、国内のほとんどの保険会社では、前者の制度を採用しています。この制度下では、保険使用の次年度の保険料が、前年保険料のおよそ1.5倍～2.0倍程度に急騰します。旧来の等級制度を堅持している点は、自動車共済の強みの一つといえます。 ●新規契約時には、車両共済の補償開始日時点の自動車共済と同じ等級が適用されます。 ※ただし、車両共済の補償開始日以前に自動車共済で事故が発生していた場合には、自動車共済における「次回更新時の等級ダウン」を前倒しにして反映させた等級を適用します。たとえば、自動車共済が20等級の場合で、契約期間内に事故があり、次回更新時には3等級ダウンでの契約更新を予定する場合、車両共済は最初から17等級(且つ、事故有係数3年を適用)でのご契約いただくこととなります(※P.10のCASE4をご参照のこと。) ※なお、後日、自動車共済において、その事故に関する保険金請求が放棄や免責となった場合には、車両共済の等級も始期日に遡って訂正し、必要に応じた保険料のご返金を行います。 ●ご加入後は、自動車共済・車両共済、それぞれの等級は連動せず、独立して動きます。たとえば、いずれか一方のみを使用する事故があった場合、事故のあった共済(保険)契約のみが、次年度以降、等級ダウン等の影響を受けます(※P.10のCASE2と3をご参照のこと。) ●なお、自動車共済のもう一つの強みといえる公務使用中事故の特例「公務使用中の事故、または、通勤中の事故(補償充実コースで6等級以上の場合のみ)」の場合、次回更新時の等級が据置扱い(通常は3等級ダウン)となる制度は、車両共済にはありません。 ※たとえば、公務使用中に事故が発生し、自動車共済・車両共済ともに保険を使用した場合、自動車共済の次年度等級は「据置」となりますが、車両共済の次年度等級は「3等級ダウン(事故有係数を3年間)」となります。				
P.1、8～10					

⑩契約の開始日・満期日	●新規加入の場合、補償開始日は、お電話手続き日の翌日以降で任意の日付をご指定いただけます。 また、他社から契約移行いただく場合には、他社契約の満期日時からの開始となるように設定させていただきます。 ※保険期間は1年です。1年超の長期契約のお取り扱いはありません。 ●満期終了日は、補償開始日の1年後の「同日午後4時」となります。 ※自動車共済では、開始日を月初、満期日を月末とするため、車両共済の開始日・満期日と厳密に合致させることはできません。
⑪保険料のお支払い方法	●次のいずれかのお支払い方法をご選択ください。いずれも、教職員共済にご登録いただいた口座からの振替となります。 ●口座振替・一括払 …………… 5%の割引が適用されます。 ●口座振替・月払 …………… 5%の割引が適用されます。 ※上記以外のお支払い方法はありません。教職員共済に口座登録のない方は、「口座登録手続き」を併せてお願いします。
⑫保険料の口座振替日	●補償開始日の属する月の翌々月23日。 ※たとえば、1月始期のご契約の場合、振替日は3月23日となります。 ※金融機関休業日の場合は、翌営業日の振替となります。 ※多くの金融機関では、振替日の朝一番(営業開始前)に振替処理を行うようです。そのため、残高のご準備は振替日当日ではなく、「前営業日」までにお済ませください。 ※月払契約の場合は、以降、毎月23日の振替となります(全12回)。 ※月払契約において「ご解約」や「満期終了」のお手続きをお取りいただいた場合、解約日以降、満期終了日以降の何ヶ月か先にまでご請求が続きますが、これは補償開始月の2ヶ月後を初回請求月とするために起こる正常な請求であり、「誤請求」や「余分な請求」が発生しているものではありません。なお、最終となる請求月は、お手続きの際にご案内させていただきますので、最終月まで振替が成功するようご留意ください。
⑬保険料の口座振替に 失敗した場合 (契約解除について)	●初月の口座振替に失敗した場合、翌月にも再請求を行います。 ●万一、2回連続で口座振替に失敗した場合、以後の請求は停止され、一ツ橋サービスから保険期間末までの保険料を一括して請求します。請求書記載の支払い期限までに、指定の口座への着金がない場合「契約解除」となります。 ※契約解除日は、それまでの払い込み済みの保険料額に応じて設定されます(※正式な解除日は、解除後に損害保険ジャパンより送付される「解除のお知らせ」に記載されます。) ※契約解除となった場合、解除日以降に発生した事故については、保険金をお支払いすることができなくなります。 ※また、再加入も含めた、一ツ橋サービスでのご契約お引き受けが今後一切できなくなります。
⑭ご契約後の お問い合わせ・ 各種お手続きについて	●①にてご案内のとおり、車両共済と自動車共済とは、まったく別々の商品・ご契約であるため、お問い合わせ先がそれぞれ異なります。また、各種のお手続きにつきましても、原則、それぞれの窓口でお手続きいただく必要があります。 ※たとえば、車両入替が発生した場合、株式会社一ツ橋サービスにて車両共済のお手続きを、ご所属の教職員共済事業所にて自動車共済のお手続きをお取り扱いいただく必要があります。 ●どちらか一方のみのお手続きをもって、もう一方のご契約内容(管理情報や補償内容)が自動的に書き換わることはありません。これらは、サービス品質の問題ではなく、法律上の問題ですので、何卒、ご理解・ご容赦願います。 ※契約者は、それぞれの契約に対して「告知義務」・「通知義務」を負います。いずれか一方、または双方の契約に対し、必要なお手続きが漏れていた場合の契約者の不利益・責任については、すべて契約者に帰属し、損害保険ジャパン・一ツ橋サービス・教職員共済のいずれにおきましても、その責任を負うことはできません。
P.11～12	●車両共済のご連絡先 …………… 一ツ橋サービス・車両保険課 0120-301-206 ●自動車共済のご連絡先 …………… 教職員共済・ご所属の各都道府県事業所
⑮事故に遭われた場合	●慌てず落ち着いて、次の手順でご対応ください。 ① 負傷者の救護・応急手当 ⇒ ② 事故車両の安全な場所への移動 ⇒ ③ 警察への連絡 ⇒ ④ 相手方のお名前・連絡先の確認 ⇒ ⑤ 事故状況の記録(写真・メモ) ⇒ ⑥ 事故受付ダイヤルへの連絡 0120-492-509 (24時間・365日) ※事故受付ダイヤルは、車両共済に関わる事故、自動車共済に関わる事故、ロードアシスタンスの要請、すべて共通です。 ※IP電話、データSIM搭載のスマートフォン等をご使用で、フリーダイヤルに繋がらない場合は、次の番号にご連絡ください。 087-883-8435 (有料) ※事故の受付後、「事故に遭った自動車を修理するとき」、「相手方と示談するとき」には、必ず事前に、損害保険ジャパン、または教職員共済の事故担当者にご相談ください。損害保険ジャパンが承認する前に修理に着手された場合や、相手方と示談された場合、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。
P.5～7	
⑯故障・トラブル時の ロードアシスタンスの 出動要請	●車両共済にご加入いただけますと、故障・トラブル時に損害保険ジャパンのロードアシスタンスをご利用いただけます。 ●ロードアシスタンス出動要請のご連絡先 0120-492-509 (24時間・365日) ※事故受付ダイヤルは、車両共済に関わる事故・自動車共済に関わる事故・ロードアシスタンスの要請、すべて共通です。 ※IP電話、データSIM搭載のスマートフォン等をご使用で、フリーダイヤルに繋がらない場合は、次の番号にご連絡ください。 087-883-8435 (有料) ※ご利用の際は、ご自身でJAF・業者などへご連絡される前に、事故受付ダイヤルへご連絡ください。 ※ロードアシスタンスを利用されても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間に影響しません(※事故件数には含まれません。) ※サービス内容の詳細や実際のご使用方法等につきましては、事故受付ダイヤルへ直接お問い合わせください。
P.5～7	
⑰契約更新について	●車両共済には「安心更新サポート特約」が自動セット*されており、所定の期日までに「解約」や「継続しない」旨のご連絡がないかぎり、は、「満期のご案内」に記載の「おすすめプラン1(前年同等条件)」の契約内容にて自動更新されます。 ※一部対象外となるご契約(※書類ご提出等のお手続きが必要となるご契約)もあります。 ●ご契約内容に変更等なく、そのまま契約更新いただける場合であっても、「満期のご案内」は必ずご開封いただき、商品改定の有無や案内内容をご確認ください。 ●「満期のご案内」の送付後に以下の事由が発生した場合、ご案内内容の差し替え文書をお送りすることがあります。その場合は、差し替え後の内容で自動更新されますので、ご自身が下記事由に該当する状況にあり、当該の文書が届いた場合には、必ず、差し替え文書もご確認ください。 ①「満期のご案内の送付後～満期日まで」の間に、事故が発生し、その報告をいただいた場合。 ②「満期のご案内の送付後～満期日まで」の間に、現在契約内に発生していた未報告事故の報告をいただいた場合。 ③「満期のご案内に反映済みの事故が、請求放棄・無過失決着・無責判断等により、最終的に保険ご使用とならなかった場合。 ※保険金のお支払いが完了していない場合でも、事故報告いただいた時点で、等級ダウンしてご更新いただく必要があります(※請求放棄・「無過失事故の特例」の対象となる事故・相談事案等の場合を除きます。) ※結果として保険をご使用にならなかった場合には、保険始期からの等級訂正(ご返金)の手続きを取らせていただきます。 ※現在契約よりも前のご契約内に発生していた事故が遅延して報告された場合(※「事故なし」として更新された後に、前年以前の契約内の事故が遅延してご報告された場合)には、複数年度の等級訂正(追加保険料の請求)となりますため、差し替え文書の送付(自動更新)ではなく、書類ご提出等のお手続きが必要となります。
P.11	
⑱自動車共済契約が 有効でなくなった場合	●自動車共済のご契約が「有効」ではなくなった場合(満期終了・解約・失効等)、車両共済も速やかにご解約いただく必要があります。 ※車両共済単体でのご契約はできません。
⑲無事故・事故証明書の 発行について	●車両共済は自動車共済を親契約とするご契約です。他社へご移行される場合等で、等級の証明書がご入用の場合には、親契約である自動車共済へ発行をご依頼ください。 ※車両共済の等級は、親契約である自動車共済の存在を前提とした等級であり、中断申請の対象とはなりません。

★車両共済(保険)は、損害保険ジャパン株式会社の商品(車両保険)です。この商品は、株式会社一ツ橋サービス(教職員共済生活協グループの保険代理店)をととして募集されます。
★教職員共済生活協同組合は、損害保険ジャパン株式会社との保険料集金に関する契約書(集団扱)に基づき、集金事務等の業務を行っています。
★保険証券(継続証)は大切に保管してください。

1 はじめに
2 車両共済ご加入のメリット
3 車両共済の補償について
4 車両共済のサービスについて
5 ご契約条件について
6 お手続きについて
7 その他注意事項
8 重要事項等説明書

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みいただきますようお願いします。
なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
ご契約の内容は、保険種類に応じた 普通保険約款・特約 などによって定まります。 この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。📖のマークに記載の項目は、「ご契約のしおり(約款)」*に記載されています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認ください。 ※「ご契約のしおり(約款)」は、損保ジャパン公式ウェブサイトに掲載しています。 【公式ウェブサイト】https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx (注) 過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

用語	内容
き 記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
こ ご契約者 〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券(または保険契約継続証)などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
し 自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑧特種用途自動車(キャンピング車)
自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
と 同居	生活の本拠地として同一家屋*に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。) ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。) ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま(住民票記載の有無は問いません。) ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの(自動セット)と、ご希望によりセットできるもの(オプション)があります。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方* ^{※1} および同性パートナー* ^{※2} を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ 被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
ほ 保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
み 未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
よ 用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

SGP(一般自動車保険)の基本となる補償、必ずセットされる【自動セット】、ご希望によりセットすることができる【オプション】は次のとおりです。

車両保険	【オプション】		左記以外の 主な特約	【自動セット】	
	代車費用特約 (事故時30日型)	車対車事故・ 限定危険特約		他車運転特約	ロードアシスタンス等諸費用特約
	地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約			安心更新サポート特約	無過失事故の特則*
				運転者範囲変更漏れサポート特約	

※ 一定の条件を満たすときは、損保ジャパンと締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

基本的な補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合	
お車の 補償	車両保険	盗難*や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品(カーナビゲーションシステム、ETC 車載器、ドライブレコーダーなど)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) ・タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害	・地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ・ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
			など	など

※ ご契約の自動車が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

②保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、補償内容ごとに決めるものとあらかじめ定められているものがあります。
補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

③自己負担額

注意喚起情報

車両保険は、自己負担額を設定することができます。
●増額方式(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故に適用される自己負担額より高額となる方式)
ご契約の自己負担額については、保険契約申込書などでご確認ください。

④主な特約の概要

契約概要

SGPの主な特約の概要は次のとおりです。

●車対車事故・限定危険特約【オプション】

車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

〈車両保険のご契約タイプと補償範囲〉

○…補償の対象 ×…補償の対象外

ご契約タイプ	事故例	ご契約の自動車以外の 自動車との衝突	盗難	火災・台風・ 竜巻	いたずら・ 物の飛来	動物との 衝突・接触	あて逃げ	単独事故
	一般条件	○	○	○	○	○	○	○
車対車事故・限定危険		○	○	○	○ ^{※1}	○ ^{※2}	○	×

※1 「物の飛来」の場合は、飛来中または落下中の他物との衝突などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合にかぎり、保険金をお支払いします。

※2 人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。

(注)ご契約の自動車が二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

●地震・噴火・津波車両全損時一時金特約【オプション】

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

(注) この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパンに移転しません。

⑤主な付帯サービス

「ロードアシスタンス利用規約」

契約概要

ロードアシスタンスのサービスメニューをご利用いただけます。ドライバー保険については、本サービスの対象外となります。

⑥補償の対象となる運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

補償の対象となる運転者は「運転者年齢条件特約」により、範囲を限定することができます。
ご契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。
なお、SGPの場合は、運転者の範囲を設定できる用途車種が限定されます。

●運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

運転者の範囲	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご親族	④ ①～③以外の方
運転者年齢条件特約 ^{※1}	運転者年齢条件が適用されます。			運転者年齢条件が適用されません ^{※2} 。

※1 記名被保険者が法人である場合は、運転されるすべての方に運転者年齢条件が適用されます。

※2 ④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

⑦ご契約期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご契約期間は1年間です。
ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後4時(保険契約申込書などにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始し、満了する日の午後4時に終了します。

(3) 保険料の主な決定の仕組みと支払方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種のほかに、主に次の要素により決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

ノンフリート 等級別料率制度	・1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間※により保険料が割引・割増される制度を採用しています。ご契約の際には、等級および事故有係数適用期間が正しいかご確認ください。 ・車両共済（車両保険）を初めてご契約いただく時は、自動車共済の等級を適用します。 （注）車両共済（車両保険）の補償開始日以前に自動車共済で事故が発生した場合は、あらかじめ事故による等級の減算を考慮した等級（現行係数）を適用します。また、事故発生後初めて車両共済をご契約いただく場合には、あらかじめ事故による等級を減算したうえで、事故有係数を適用します。			
記名被保険者 年齢別料率	「運転者年齢条件を 26 歳以上補償に設定している場合」は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。			
型式別料率 クラス制度	自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（普通・小型は1～17クラス、軽四輪は1～7クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。			
各種割引	ご契約の自動車・ご契約条件によって、割引が適用されます。			
	車齢別割引	エコカー割引	福祉車両割引	ASV割引
沖縄料率	以下に該当するケースは沖縄料率を適用します。 ・契約自動車の登録番号標（軽自動車および二輪自動車の場合は、車両番号標）の管轄運輸支局名が「沖縄」または「沖」 ・標識交付証明書が発行される契約自動車の場合、標識番号を交付した市区町村が沖縄県内に所在する ・ご契約の自動車が構内専用車、外務省登録自動車の場合、主として使用する地域が沖縄県 上記いずれにも該当しない場合は、本土料率を適用します。			

※ 事故があった場合に「事故有」の割増引率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

② 保険料の支払方法

契約概要

注意喚起情報

「車両共済（保険）」には、教職員共済を通じて保険料（分割払の場合は分割保険料）を払い込む集団扱特約がセットされます。保険料は、教職員共済にご登録の口座からの口座振替となります。また、払込期日^{（※1）}は、補償開始日の属する月の翌々月23日^{（※2）}（分割払の場合は以降、毎月23日^{（※2）}）となります。

（※1）払込期日とは、保険料をお支払いいただく期日をいいます。
（※2）23日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。

③ 保険料の不払い時の取扱い

注意喚起情報

「車両共済（保険）」では、口座振替不能などにより2回連続で保険料が未収となった場合は、一ツ橋サービスから保険期間末までの未払込保険料を集金不能日（未収となった最初の集金日）が属する月の翌月末日）の属する月の翌月末日を期限とし、一括でご請求します。万が一、未払込保険料の全額を領収できなかった場合は、集金不能日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店（一ツ橋サービス）までお問い合わせください。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険契約申込書等の記載上の注意事項）

注意喚起情報

ご契約者または記名被保険者（車両保険の補償を受けられる方を含みます。）には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】 ㊦「告知義務と告知事項」

記名被保険者・生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。
前契約の有無、事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約 [※] が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。

※ 損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。

(2) クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

注意喚起情報

車両共済（保険）は保険期間が1年以内のご契約なので、クーリングオフ対象外契約となります。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど）いただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】 ㊦「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」

・ご契約の自動車の登録番号、用途車種 ・ご契約の自動車の装置等（AEB装置 [※] の有無・電気自動車・ハイブリット自動車・福祉車両）、特殊自動車区分（レンタカー・教習車） ・前契約の事故の有無・件数

※ 衝突被害軽減ブレーキ装置をいいます。

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更などが必要となりますので取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

・ご契約者または記名被保険者の住所、氏名（名称）が変更となる場合 [※] ・保険金額の増額や特約をセットするなど、ご契約条件の変更を希望する場合 ・次の理由などにより、運転者年齢条件が変更となる場合 ・運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転される場合	・ご契約の自動車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられた場合 ・ご契約の自動車を譲渡する場合 ・買い替えなどにより、ご契約の自動車に変更となる場合 ・車両保険の適用がある場合で、自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき
---	--

※ 記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の生年月日を確認させていただきます。

(2) 安心更新サポート特約について

契約概要

「車両共済（保険）」では、一部のご契約を除き安心更新サポート特約が必ずセットされます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一お客さまとご連絡がとれない場合は、通知締切日（満期日）までに取扱代理店（一ツ橋サービス）もしくは損保ジャパンまたはお客さまのいずれかから申出がないかぎり、前年と同等条件^{（※）}で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店（一ツ橋サービス）または損保ジャパンまでご連絡ください。

※ 車両共済（保険）では、契約更新は「安心更新サポート特約」による自動更新を行いますので、解約や「継続しない」旨のご連絡がないかぎり、原則ご案内の内容にて更新されます。

（注）一部対象外となるご契約があります。

（※）車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

(3) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

㊦「ご契約を解約される場合」

ご契約を解約する場合は、ただちに取扱代理店（一ツ橋サービス）または損保ジャパンまでご連絡ください。

解約日はお申出日以降となります[※]。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。ご契約内容と解約の条件などにより、損保ジャパンが別に定める基準を満たす場合は、月割計算により保険料を算出します。

※ ご契約の自動車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申出日以降となります。

【ご注意事項】

初回の保険料のお支払いが、補償開始日の属する月の翌々月23日となるため、保険料の未払込分を、解約日以降に口座引落しさせていただくことがあります。この場合において口座引落としが行えないときは、既経過期間（補償開始日から解約日まで）の保険料をお振り込みにてお支払いいただきます。

(4) 重大事由による解除

㊦「そのほかにご注意していただきたいこと」

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(5) ご契約を中断する場合

注意喚起情報

車両共済（保険）において中断証明書の発行は承っておりません。ご希望の場合には、自動車共済にて中断および中断証明の発行を承ります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

㊦「事故が起こった場合」

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり（約款）」に記載の書類等をご確認ください。

ご相談・苦情・お問い合わせ お問い合わせ内容に応じて、 損保ジャパン 公務文教営業部 文教室または、取扱代理店（一ツ橋サービス）までご連絡ください。 ※受付時間：損保ジャパン 公務文教営業部 文教室は平日の9時から17時まで、一ツ橋サービスは平日の9時30分から17時まで（12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。） 内容により、 取扱代理店（一ツ橋サービス）・営業店・保険金サービス課にご案内させていただきます。ご確認ください。	保険会社との間で問題を解決できない場合 注意喚起情報 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 【一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 〈受付時間〉◆平日：午前9時15分～午後5時 （土日祝日・年末年始は休業） 03-4332-5241（全国共通） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/）
事故にあわれた場合、ロードアシスタンスをご用命の場合は… 【教職員共済「自動車共済・車両共済 事故受付ダイヤル」】 至急事故連絡 0120-492-509 〈受付時間〉24時間・365日	